

## 令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難路の通行障害の防止を図り、もって震災に強いまちづくりに資することを目的として、既存のブロック塀等の所有者等が耐震改修工事又は除却工事を行う事業に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）、令和7年度青森県ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付要綱及び弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (2) 避難路 市教育委員会が指定した通学路（以下「通学路」という。）及び通学路以外の道であって一般の通行の用に供しており避難所へ至るものをいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 耐震技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士、公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有すると青森県から認められた者をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて耐震技術者の設計により行われるブロック塀等の改修をいう。
- (6) 耐震改修計画 耐震改修の計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修の工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものをいう。
- (8) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事（工事により生じたがれき等の処分を含む。）をいう。ただし、門柱（コンクリートブロック造を除く。）並びに補助対象塀の基礎及び土留めを除却する工事は含まない。

### (補助対象塀)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次

の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 避難路の沿道に存するものであること。ただし、通学路以外の避難路の沿道に存するものにあつては、倒壊した場合において避難所へ至る道の過半が閉塞されるおそれがあるもの又は市長が必要と認めたものに限る。
- (2) 耐震診断の結果、不適合の項目があつたものであること。
- (3) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が80センチメートル以上で、かつブロック塀等が3段積み以上のものであること。
- (4) 過去に、市の補助を受けて耐震改修を行っていないものであること。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 市内に補助対象塀を所有する者（ただし、法人等は除く。）又はその親族
- (2) 令和6年度から交付申請時までにおいて市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）について滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者であつて同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事又は除却工事を行う事業とする。ただし、次に掲げる工事である場合は補助事業としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) フェンス、門扉、生垣等の工事
- (3) 市、県又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
- (4) 耐震改修工事の場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しない工事

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を行うために要する工事費とし、補助対象経費の算定にあつては、1メートル当たりの単価20,000円を補助事業を行うブロック塀等の総延長に乗じて得た額を限度とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額）又は240,000円のいずれか低い額以内の額とする。

(施工業者)

第7条 補助事業に係る施工業者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者であること。
- (2) 当該工事の施工に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者であること。

2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

(事前協議)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「協議者」という。）は、所有するブロック塀等が補助対象塀に該当するか否かについて、事前協議書兼同意書（様式第1号）により市と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議があった場合には、現地確認により、当該ブロック塀等が補助対象塀に該当するか否かを調査し、その結果を事前協議結果通知書（様式第2号）により協議者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（様式第3号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者本人の住所、氏名等を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し等）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (3) 工事同意書（様式第5号）（補助対象塀の所有者のうち申請者以外のもの）
- (4) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (5) 工事概要が確認できる図面（付近見取図、補助対象塀の配置図、補助対象塀の現況立面図等）
- (6) 固定資産税納税通知書（固定資産税課税明細書を含む。）又は土地登記全部事項証明書等の写し等、補助対象塀が存する土地等の所有者を確認できる書類
- (7) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第6号）
- (8) 耐震改修計画（耐震改修工事の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の受付期間は、令和7年6月2日から同年11月28日までとし、令和7年度予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更を除く。）は、あらかじめ令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第7号）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。この場合において、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、令和13年3月31日まで保管すること。
- (5) 補助事業者（補助事業者が親族の場合は、補助対象塀を所有する者。）は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供さないこと。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 補助事業完了後に塀等を築造する場合であっても、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

（交付決定）

第11条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書（様式第9号）とし、補助金を交付しないことを決定した場合は、令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し

- (2) 工事代金領収書の写し
  - (3) 工事写真（補助事業を実施した部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの。既に市長に提出している場合を除く。）
  - (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを、工事監理者が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
  - (5) 補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更が生じている場合は、変更の内容が確認できる書類
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
  - 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第10条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日とする。
  - 5 市長は、規則第12条の規定による実績報告について、実地調査を行うものとし、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求めることができる。  
（補助金の額の確定通知）
- 第15条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。  
（補助金の請求等）
- 第16条 補助金の請求は、令和7年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。
  - 3 補助金は概算払いにより交付することができる。この場合において、補助事業者は、補助金の請求をするときは、第1項の書類に工事代金請求書の写し及び工事写真（補助事業を実施した部分又は部位ごとに着工前、施工及び完成の状況を撮影したもの）を添付しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。